

証票交付申請書の記載要領（団体用）

- 1 後援団体が政治活動のために使用する事務所に掲示する立札及び看板の類（以下、「看板等」といいます。）の総数は次のとおりです。

選挙の種類	看板等の総数
寝屋川市長	6枚
寝屋川市議会議員	6枚

- 2 証票交付申請書右上の

団体用
番号

には、何も記入しないでください。

- 3 「後援団体の名称」、「代表者の氏名」、「主たる事務所の所在地」欄には、政治資金規正法の規定に基づく届出内容を正確に記入してください。

なお、申請時には「政治団体設立届」の写しも添付してください。

- 4 「1 推薦し、又は支持する公職の候補者等の氏名、住所、職業及び公職の種類」の「氏名」欄には、通称によらず戸籍名を記入してください。

また、「公職の種類」欄には、『寝屋川市長』又は『寝屋川市議会議員』と記入してください。

- 5 「2 政治団体としての届出先」欄には、政治資金規正法の規定による政治団体設立届出の提出先を記入してください。

記入例） 「大阪府選挙管理委員会」など

- 6 「3 証票交付申請枚数」欄には、今回証票の交付を受ける枚数を記入してください。

- 7 「4 立札及び看板の類を掲示する事務所の所在地並びに事務所ごとの立札及び看板の類の枚数」の「事務所の所在地」には、看板等を掲示する事務所が特定できるよう、詳細に記入してください。

記入例） 「寝屋川市〇〇町〇〇番〇〇号 〇〇方」

また、看板等を掲示する位置及び事務所の所在地が把握できるよう地図を添付してください。

注意： 公職選挙法第 143 条第 16 項第 1 項の規定により、「公職の候補者等又は当該後援団体が政治活動のために使用する事務所ごとにその場所において通じて 2 を限り、看板等を掲示することができる」とされていることから、単なる駐車場や田畑等に掲示することはできません。

※ 罰則

証票の枚数、看板等の大きさ、掲示場所等に違反があった場合は、公職選挙法第 243 条の規定により、2 年以下の禁錮又は 50 万円以下の罰金に処されることがあります。

裏面表下の「私に係る後援団体のすべてを通じて既に交付された証票の総数」については、新規申請の場合は「0」を、追加申請の場合は既交付枚数を記入してください。

お問い合わせ先

寝屋川市本町 1 番 1 号

寝屋川市選挙管理委員会事務局

電話 072-825-2435（直通）

ファクス 072-822-7497